

令和5年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

国土交通省 最終的な調整結果

管理番号

107

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

09_土木・建築

提案事項(事項名)

建設業許可申請に係る納税情報の連携を可能とし納税証明書の添付を不要とすること

提案団体

埼玉県

制度の所管・関係府省

国土交通省

求める措置の具体的内容

- ①建設業許可・経営事項審査電子申請システムにおける都道府県知事への建設業の許可申請及び毎事業年度経過後の書類提出について、当該システムの連携機能を用いて都道府県事業税の納税情報を取得することで、納税情報を自動添付することが可能となる機能を早期に実装する。
- ②上記の機能が実装されるまでの当面の措置として、都道府県独自の納税情報に係る情報連携体制が構築されている場合には、都道府県知事への許可申請等に係る事業税の納税証明書の添付を省略可能とする。

具体的な支障事例

【現状】

建設業法による建設業許可事務において、令和5年1月10日より建設業許可・経営事項審査電子申請システムによる電子申請の受付を開始した。当該システムは国土交通省が開発し、地方整備局及び都道府県が利用している。

申請者の利便性を高めるため、建設業に係る国土交通大臣許可を当該システムから申請する場合は、国税庁システムとの情報連携機能を用いて法人税及び所得税の納税情報を取得することで、納税情報を自動添付することが可能となっている。一方、都道府県知事許可の場合、法人事業税及び個人事業税の納税情報が情報連携の対象となっておらず、納税証明書の提出が必要となっている。

【支障事例】

当県における納税証明書の提出が必要な建設業許可に係る申請件数(令和4年度中)は1,001件となっており、毎事業年度経過後の書類提出の件数は21,685件となっている。その都度納税証明書の提出が必要となっているため、申請者にとっては、納税証明書の交付を受けた上で別途建設業許可の申請等を行うこととなり、負担となっている。また、当県にとっては、納税証明書を交付する事務が負担となっている。

また、県税納税情報に係る当県独自の情報連携体制の活用を検討しており、許可申請等の際に納税証明書の添付自体を省略し、申請者の同意を得た上で申請後に職員が独自の情報連携システムにより申請者の納税情報を確認及び審査する形を想定しているが、現行規定では添付の省略を可能とする告示等がなく、納税証明書の添付を不要とすることができない。

【参考】

当県では、「行政手続きのワンストップ化を阻害する規則等の見直し」の一環として、納税情報のバックオフィス連携による納税証明書の添付省略を目指している。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

提案の実現により、行政事務の効率化並びに申請者の負担軽減及び利便性向上に繋がる。

根拠法令等

建設業法第6条第1項第6号、第11条第2項
建設業法施行規則第4条第1項第15号、同条第3項、第10条第1項第4号
電子情報処理組織を使用して建設業の許可を申請する場合に提出を省略することができる書面又は書類を定める件(令和4年12月28日付け国土交通省告示第1302号)
情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第6条第1項

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

茨城県、長野県、大阪府、兵庫県、高知県

○当府においては、令和5年4月1日以降、建設業許可・経営事項審査電子申請システムの利用を開始した。他都道府県と同様に、法人事業税及び個人事業税の納税情報が情報連携の対象になっておらず、また、納税証明書の添付を不要とする規定等も存在しないところである。そのため、申請者及び行政庁側の事務負担があるものの、建設業許可申請において、引き続き交付を受けた納税証明書の提出を義務付けている。

各府省からの第1次回答

①の実施については、建設業許可・経営事項審査電子申請システムと埼玉県の納税情報に関するシステムの連携が必要となることから、これらのシステムの連携に係る費用及び効果等を踏まえ、慎重に検討してまいりたい。
一方で、②の実施については、埼玉県における納税情報の連携体制の準備状況等を踏まえ、「電子情報処理組織を使用して建設業の許可を申請する場合に提出を省略することができる書面又は書類を定める件」(令和4年国土交通省告示第1302号)の改正について、前向きに検討してまいりたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

①について、貴省 HP 資料「建設業許可等電子申請システムの概要(令和4年10月時点)」によれば、都道府県事業税の連携予定時期が「調整中」となっていることから、調整状況も含め、連携予定時期等の具体的なスケジュールを御教示いただきたい。なお、実現すれば申請者の負担軽減及び利便性向上に大幅に資することができることから、ぜひ前向きに御検討いただきたい。
②について、前向きに御検討いただけるとのこと、感謝申し上げます。早期の支障解消に向け、検討の内容及びスケジュールについてもお示しいただきたい。なお、本提案は許可申請に係る事業税の納税証明書のほか、毎事業年度後の書類提出に係る事業税の納税証明書についても添付の省略を可能とするよう求めるものであることから、こちらも併せて御検討いただきたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

地方六団体からの意見

【全国知事会】
住民サービスの向上のため、国と都道府県における柔軟な協働・連携を通じて、都道府県税納税情報といった都道府県が保有するリソースを有効かつ効率的に活用できるよう、提案の実現に向けた積極的な検討を求めらる。

各府省からの第2次回答

①の実施については、建設業許可・経営事項審査電子申請システムと埼玉県の納税情報に関するシステムの連携が必要となることから、これらのシステムの連携に係る費用及び効果等を踏まえ、慎重に検討してまいりたい。なお、令和5年中には埼玉県の担当者とシステム連携について打ち合わせの場を設けさせていただきたい。
②については、提案の実現に向けて検討してまいりたいが、建設業の許可申請時、毎事業年度経過後の書類提出時における事業税の納税証明書の添付省略については法令改正等が必要になるため、埼玉県における納税情報に係る連絡体制の進捗状況についてご教示いただきたい。スケジュールも含め埼玉県とは綿密に連携し

提案の実現に向けて検討してまいりたい。

令和5年の地方からの提案等に関する対応方針（令和5年12月22日閣議決定）記載内容

5【国土交通省】

(1)建設業法(昭24法100)

建設業の許可申請(3条)及び毎事業年度経過後の書類提出(11条2項)における事業税の納税証明書の添付については、建設業許可・経営事項審査電子申請システムにおいて当該納税証明書の添付の省略が可能となるよう都道府県の納税情報との連携を検討し、令和6年中に結論を得る。また、都道府県が納税情報を内部利用することが可能である場合に当該納税証明書の添付の省略が可能となるよう、省令の改正等について検討し、令和6年中に結論を得る。これらの結果に基づいて必要な措置を講ずる。